

契約の方法及び見積の条件

ふくしま市町村支援機構（積算業務）用

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約とする。

2 見積の条件等

見積の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 見積書の記載金額

決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 最低制限価格

本委託では、最低制限価格を設定していない。

(3) 契約相手方の決定

予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって見積した者と契約する。

(4) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 229 条第 1 項第 1 号の規定により、免除する。

(5) 前金払

業務委託料が 100 万円以上の場合における規則第 112 条第 1 項で定める前金払は、3.5 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(6) 委託の期間

委託の期間は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から 7 日以内において委託者が指定する日とする。

(7) 管理技術者及び照査技術者通知書

受託者は、委託者が別に定める資格を有する管理技術者及び照査技術者を定め、契約締結後 7 日以内に経歴書を添付して委託者に通知すること。

(8) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(9) 契約確定の時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、両者が契約書に記名押印したとき確定する。

(10) 見積りの際呈示すべき書類は、次のとおりとする。

設計書（金額抜き）、設計図、仕様書